

(照会先)
厚生労働省社会・援護局総務課
災害救助・救援対策室
災害救助専門官 金子 雄一郎 (内線 2899)
救助係長 吉田 卓郎 (内線 2819)
電話 (代表) 03-5253-1111
(夜間直通) 03-3595-2614

平成22年7月15日(21:30)

7月15日の大雨による被害にかかる災害救助法の適用について
(第1報)

1 災害の概要

7月15日の大雨による被害により、山口県山陽小野田市において住家に多数の被害が生じたため、山口県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	人的被害 (人)			住家被害 (世帯)					備 考
		死者	行方 不明	負傷	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	一部 破損	
【山口県】 山陽小野田市 (さんようおのだし)	7月15日						600			15日 18:00現在

2 今までにとられた措置

- ・避難所の設置 等